Ｇマーク取得事業所に対する表彰制度について

安全性優良事業所の認定（Ｇマーク）を１０年以上取得しており、安全対策等について顕著な功績が認められる事業所に対して、国土交通省の表彰制度が創設されております。

下記の表彰基準を満たされております事業所におかれましては、是非申請いただきますようご案内申し上げます。

安全性優良事業所表彰規程（概要）

|  |  |
| --- | --- |
| 埼玉運輸支局長表彰 | 関東運輸局長表彰 |
| （１）１０年以上連続してＧマークの認定を受けていること | （１）１０年以上連続してＧマークの認定を受けており、かつ直近の認定での「総合評価点数：９０点以上」又は「安全性に対する取組の積極性：１５点以上」であること |
| （２）表彰日の直前３年間について、埼玉運輸支局管内で、事故報告規則第２条に規定する第１当事者又は第１当事者と推定される事故を惹起していないこと  （埼玉県内の他の事業所を含む） | （２）表彰日の直前３年間について、関東運輸局管内で、事故報告規則第２条に規定する第１当事者又は第１当事者と推定される事故を惹起していないこと  （関東運輸局管内の他の事業所を含む） |
| （３）表彰日の直前１年間について、埼玉運輸支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと  （埼玉県内の他の事業所を含む） | （３）表彰日の直前１年間について、関東運輸局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと  （関東運輸局管内の他の事業所を含む） |
| （４）事故防止会議、安全衛生委員会（交通事故防止の内容が含まれるものに限る）、グループによる危険予知訓練、ヒヤリ・ハット活動、交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動、交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など、定期的な運転者教育が行われていること | （４）左記運転者教育について、年間計画表等を作成し、２か月に１回程度実施され、ＩＳＯ９０００シリーズ、３９０００シリーズ、運輸安全マネジメントの安全管理規程等による運転者教育を実施することにより、国の基準を超える教育が実施されていること |
| （５）デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置されている車両の９０％以上に装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等に反映させていること | （５）デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置されている全車両に装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等に反映させていること |
| （６）認定を受けたことにより荷主からの評価若しくは安定的な経営の確保が図られた又は、運転記録証明書による運転者への指導が行われていること | （６）認定を受けたことにより荷主からの表彰若しくは感謝状を受けたことがある若しくは安定的な財務基盤の確保が図られた又は、交通事故防止に努めた結果、行政・外部機関・全ト協・各県ト協から輸送の安全に関する表彰を受けていること |
|  | （７）左記の埼玉運輸支局長表彰を受けていること |